

「フィールドパートナー等人材育成研修業務」公募型プロポーザル実施要領

公益財団法人福島県観光物産交流協会

1 目的

「ホープツーリズム」は県外の学校等を中心に着実な広がりを見せており、「東日本大震災・原子力災害伝承館」のオープン以後、ツアー実施を検討する学校等が更に増えているが、現時点においてツアー全体をファシリテートするフィールドパートナー（以下「FP」という。）等の数が不足している状況である。震災・原発事故の影響地域における交流人口の拡大を図るため、地域団体と連携・協働のもとFP等の育成をはかる。

2 受託事業の概要

別紙「フィールドパートナー等人材育成研修業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり。

3 契約期間

業務委託契約締結の日から令和7年3月10日（月）まで

4 委託契約上限額

12,100,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）

5 スケジュール

項目	日程
「質問書」の提出期限	令和6年9月24日（火）17時まで
「質問」の回答（HPに掲載）	令和6年9月27日（金）
「参加申込書」の提出期限	令和6年10月2日（水）正午まで
「企画提案書」提出期限	令和6年10月11日（金）10時まで
審査（書類審査）	令和6年10月中旬
審査結果の通知	令和6年10月23日（水）予定

6 参加資格等

公募型プロポーザルに参加する者は、以下の要件のいずれも満たした者とする。

- （1）プロポーザル実施前3年間に、国、地方公共団体又は公益財団法人福島県観光物産交流協会（以下「協会」という。）から委託事業の受託実績があり、かつ本業務を実施するために必要な執行体制が整っていること。
- （2）地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札参加者の資格）の規定に該当しない者であること。
- （3）次のいずれにも該当しない者であること

ア 役員等（参加者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、参加者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する

暴力団（以下この号において「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(4) 本業務を実施するにあたり、契約日より円滑な業務運営を行うために必要な体制を整えることができること。

7 募集要領及び各種様式等の交付

募集要領及び各種様式等の電子データは、次の協会公式ホームページから取得すること。なお、13に示す公募型プロポーザル事務局の窓口又は郵送等での交付は行わない。

<URL>

<https://www.tif.ne.jp/jp/corp/entry/article.html?corp=103>

8 質問等の受付

(1) 受付期限等

令和6年9月24日（火）17時までに、協会に電子メール（以下「メール」という。）により提出することとし、電話による質問は受け付けない。

(2) 提出書類

質問書（様式第1号）

(3) 回答

質問に対する回答は、7に記載した協会公式ホームページに令和6年9月27日（金）までに掲載する。

9 参加申込書の提出

(1) 提出期限等

令和6年10月2日（水）正午までに、協会まで郵送又は電子メールにより提出すること。なお、参加申込書の提出がない者の企画提案書は受け付けない。

※ 郵送による提出の場合は、提出期限内必着とする。

(2) 提出書類

参加申込書（様式第2号）（1部）

10 企画提案書等の提出

(1) 提出期限等

令和6年10月11日（金）10時まで（必着）

(2) 持参又は郵送

※ 持参による書類提出の受付時間は、月曜日から金曜日（祝日を除く）の8時30分から17時までとする。

(3) 提出書類、部数

ア 企画提案書

企画提案書には本事業に関する企画提案、業務遂行に係る全体スケジュール、業務実施体制、他社との連携体制を記載すること。

正本1部、副本4部

イ 事業経費積算書

様式任意（本業務の各項目に対応した内訳を記載すること）。

正本1部、副本4部

ウ 会社の概要や実施業務分野等が記載されたパンフレット

5部

エ 本事業と同種又は類似する業務実績一覧

様式任意（過去3か年程度の受託業務名、発注元、業務内容、受託額を記載すること）。

正本1部、副本4部

オ 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（様式第3号）

正本1部

1.1 企画提案書等の提出に際しての留意事項

(1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする場合がある。

ア 提出期限を過ぎて応募申込書が提出された場合

イ 提出書類に虚偽の内容の記載がされていた場合

ウ 提出書類に不備があった場合

エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 参加申込書の提出期限から当該業務の契約締結日までの期間内に、提案者（役員）が刑法に定める容疑により逮捕又は起訴された場合

カ 本実施要領に違反すると認められる場合

キ その他、予め指示した事項に違反した場合

(2) 複数企画提案の禁止

公募型プロポーザル参加者は、複数の企画提案書の提出を行うことは出来ない。

（コンソーシアムの場合でも、単独事業者又は他のコンソーシアムの構成員として重複参加することはできない。）

(3) 費用負担

公募型プロポーザルに要する経費等は、参加者の負担とする。

(4) その他

ア 参加者は、参加申込書の提出をもって本実施要領の記載内容を承諾したものとみなす。

イ 提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがある。

ウ 提出された企画提案書等は、返却しない。

1.2 公募型プロポーザルの審査に関する事項

(1) 審査方法

公募型プロポーザルによる各社からの提案を受け、協会はこれを総合的に評価し、契約候補者（随意契約候補者）を選定する。（審査基準は下記（3）参照）なお、本公募型プロポーザルは、説明会及び二次審査（プレゼンテーション）を行わない。

(2) 書面審査

期日までに提出された企画提案書について書面審査を行い、契約候補者を決定する。

ア 審査結果の通知

審査の結果は、公募型プロポーザル参加者全員に通知する。

イ 契約の締結等

(ア) 仕様書の協議

選定した契約候補者と協議し、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結する。仕様書の内容は契約候補者が提案した内容を基本とするが、提案内容のとおりには反映されない場合もある。

(イ) 契約金額の決定

契約金額は協議結果に基づき仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を徴取し決定する。

(ウ) その他

契約候補者との間で行う協議が整わない場合、または契約候補者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合評価が次点であった応募者と協議する。

(3) 審査基準

審査項目	評価の視点	評価得点	加点率
業務遂行能力等			
業務体制	・業務を実施する上で十分な体制であるか。	1・2・3・4・5	× 2
スケジュール	・業務を円滑に実施できる計画であるか。 ・進行管理体制は適切か。	1・2・3・4・5	× 3
業務実績	・過去3年間に完了した国、地方公共団体またはそれに準じる機関における実績の出来栄等 ・委託業務の実行力を示す類似業務の実績及びノウハウを有しているか。	1・2・3・4・5	× 1
企画提案内容			
研修カリキュラム	・ホープツーリズムを理解したうえで、趣旨に沿った研修カリキュラムであるか。 ・新規および既存のフィールドパートナーの資質を高めるものになっているか。	1・2・3・4・5	× 4
研修参加者の募集	・意欲的な参加者を募集することができるか	1・2・3・4・5	× 3
他社との連携体制	・他社との連携体制が取れており、業務を円滑に遂行できる内容となっているか	1・2・3・4・5	× 3
業務経費	・業務経費は適正であるか。	1・2・3・4・5	× 1
企画提案(独創性)	・仕様書に記載されていない活用可能な提案や、独創的な工夫があるか。	1・2・3・4・5	× 3
合計100点満点			

【評価方法】 審査項目毎に評価点を付す。

【評価点】

点数	評価
5	優れている
4	やや優れている
3	標準的
2	やや不十分
1	不十分

【評価点の算出式】

・各審査員の得点を合算し、提案者ごとに総得点を算出する。

審査員 1名につき100点(1者あたり500点満点)

【業務委託予定者の決定方法】

総得点が高い上位1者を業務委託予定者とする。なお、提案者が1者の場合、各審査員の

総得点の平均が60点以上であることを業務委託予定者選定の条件とする。また、上位2者の総得点と同点となった場合には見積額の低価格者に決定する。

(4) 通知等

ア 審査の結果は、プロポーザル参加者全員にメール等により通知する。

イ 選定されなかった者は、その通知が到達した日から起算して2週間以内に、選定されなかった理由の説明を書面により求めることができる。

また、その回答は、書面が到達した日から起算して10日以内に行う。

1.3 問合せ先及び参加申込書、企画提案書等の提出先（事務局）

〒960-8053

福島市三河南町1番20号 コラッセふくしま7階

福島県観光物産交流協会 担当：八巻（サポートセンター）

電話 0240-23-4200 FAX 0240-23-5280

E-mail hopetourism@tif.ne.jp